

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2015年 6 月22日
【会社名】	青木あすなろ建設株式会社
【英訳名】	Asunaro Aoki Construction Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上野 康信
【本店の所在の場所】	東京都港区芝四丁目 8 番 2 号
【電話番号】	0 3 (5 4 1 9) 1 0 1 1
【事務連絡者氏名】	上席執行役員管理本部長 国竹 治之
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝四丁目 8 番 2 号
【電話番号】	0 3 (5 4 1 9) 1 0 1 1
【事務連絡者氏名】	上席執行役員管理本部長 国竹 治之
【縦覧に供する場所】	青木あすなろ建設株式会社 横浜支店 (横浜市西区北幸一丁目11番 5 号) 青木あすなろ建設株式会社 名古屋支店 (名古屋市中川区月島 6 番 1 号) 青木あすなろ建設株式会社 大阪本店 (大阪市北区大淀南一丁目 4 番15号) 青木あすなろ建設株式会社 神戸支店 (神戸市中央区御幸通六丁目 1 番15号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

2015年6月18日開催の当社定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定にもとづき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2015年6月18日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

(1) A種株式の規定の削除

発行済A種株式全株の普通株式への転換により発行済A種株式がなくなったこと、およびA種株式の新規発行の予定がないことから当該規定を削除するものであります。

(2) 発行可能株式総数の減少

A種株式の規定の削除にともない、発行可能株式総数を減少させるものであります。

(3) 責任限定契約の締結範囲の拡大

改正会社法の施行により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことにともない、その期待される役割を十分に発揮できるよう、業務執行をおこなわない取締役および社外監査役でない監査役と賠償責任を限定する契約を締結できるよう変更するものであります。

(4) その他

定款第7条の削除にともない、現行定款第8条以下を1条ずつ繰り上げるものであります。

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役として石田 優、上野康信、吉武宣彦、江村秀穂、今井 宏、橋本富亘、高松孝之、朴木義雄、小川完二、市木良次、および妹尾泰輔を選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として関 房雄を選任するものであります。

第4号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

取締役の報酬を「月額2,000万円以内」から「年額2億5,000万円以内（うち社外取締役分3,000万円以内）」へ改定、監査役の報酬を「月額300万円以内」から「年額5,000万円以内（うち社外監査役分3,500万円以内）」にそれぞれ改定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
第 1 号議案	501,904	3,955	4,072	(注) 1	可決 98.42
第 2 号議案					
石田 優	476,805	32,030	1,101	(注) 2	可決 93.50
上野康信	488,521	20,314	1,101		可決 95.80
吉武宣彦	502,124	6,711	1,101		可決 98.46
江村秀穂	502,809	6,026	1,101		可決 98.60
今井 宏	502,809	6,026	1,101		可決 98.60
橋本富亘	502,809	6,026	1,101		可決 98.60
高松孝之	502,763	6,072	1,101		可決 98.59
朴木義雄	502,772	6,063	1,101		可決 98.59
小川完二	502,789	6,046	1,101		可決 98.59
市木良次	502,789	6,046	1,101		可決 98.59
妹尾泰輔	505,819	3,016	1,101		可決 99.19
第 3 号議案	493,655	15,175	1,101	(注) 2	可決 96.80
第 4 号議案	499,745	6,119	4,072	(注) 2	可決 98.00

(注) 1 . 議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上の賛成による。

2 . 議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。